

北陸地域花き連絡協議会設置要領

第1 目的

北陸地域花き連絡協議会（以下「本協議会」という。）は、北陸地域における花き類の生産、流通及び販売に関する団体間の情報交換等の促進を通じ、北陸地域の花き類の生産振興と消費拡大に資するものとする。

第2 事業内容

本協議会は、第1の目的を達成するため次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 花き類の生産、流通及び消費に関する情報交換及び花き類の生産振興及び消費拡大についての意見交換を行う。
- (2) 花き類の農業振興及び消費拡大に必要な情報の収集及び資料の作成並びに配布を行う。
- (3) 学識経験者、生産者、流通関係者等による花きの需給動向、生産、流通に関する課題等についての研修会、講演会等を開催する。
- (4) その他本協議会の目的達成に必要な事項を行う。

第3 構成

本会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 北陸4県行政部局（農林水産部）
- (2) 県域を活動範囲とする花き関係組織
- (3) 花き類の生産、流通、販売を行う全国組織のうち北陸又は県支部
- (4) 北陸農政局
- (5) 本協議会の趣旨に賛同する者

第4 協議会の役員及び運営

- (1) 協議会は、北陸農政局の主催とする。
- (2) 会長は、当分の間、北陸農政局生産部長とする。
- (3) 本協議会の下に別紙の構成員による幹事会を置き、本協議会の企画運営に当たる。
- (4) 本協議会及び幹事会の事務局は、北陸農政局生産部園芸特産課に置き、運営に関する事務を行うものとする。

第5 総会

- (1) 総会は年1回開催するものとし、その他にも会長が必要に応じて開催できるものとする。
- (2) 総会では、次の事項を協議することとする。
 - ①設置要領に関する事項
 - ②活動報告及び活動計画
 - ③その他、会長が必要と認める事項
- (3) 今後、本協議会の趣旨に賛同する者の参画申し出があった場合には、会員として総会に諮り、受け入れるものとする。

第6 会費

本協議会の運営に関する会費は徴収しないこととする。但し、本協議会が開催する研修会・講習会等は、出席会員から参加費を徴収して実施することができるものとする。

第7 その他

この設置要領に定めること以外のことについては、必要に応じて会長が定める。

附則

- この設置要領は、平成12年3月24日から適用する。
- この設置要領は、平成20年3月20日から適用する。
- この設置要領は、平成24年3月22日から適用する。
- この設置要領は、平成27年2月26日から適用する。

<別紙>

北陸地域花き連絡協議会の幹事会は次の者及び若干名のアドバイザーをもって構成することとし、アドバイザーは会長が選任する。

(構成員)

新潟県農林水産部農産園芸課長

富山県農林水産部農産食品課長

石川県農林水産部生産流通課長

福井県農林水産部生産振興課長

北陸農政局生産部園芸特産課長

アドバイザー（若干名）